プロジェクト　ASAF対応

項目　排出物価格設定メカニズム（排出権取引）

本資料の目的

1. 本資料は、2015年7月に開催されるASAF会議において議論が予定されているIASBスタッフによるアジェンダ・ペーパーの概要及びASBJの発言案をまとめたものである。本資料は、同ASAF会議への対応の一環として、これらについて、ご質問やご意見をいただくことを目的として作成している。

ASAF会議で議論が予定されているペーパーの構成

2. ASAF会議において議論が予定されているIASBスタッフが作成したアジェンダ・ペーパーは、次の3つから構成されている。

(1) アジェンダ・ペーパー7 － カバーペーパー(背景及び今後の予定等)

(2) アジェンダ・ペーパー7A － なぜ新たなアプローチが必要なのか

(3) アジェンダ・ペーパー7B － 採り得るアプローチの比較 － 単純な数値例

各ペーパーの概要

アジェンダ・ペーパー7 － 背景及び今後の予定等

3. 2015年1月に、IASBは、排出物価格設定メカニズムの会計処理について、これまでの審議に捉われずに検討を行うアプローチ（fresh approach）でプロジェクトを進めていく旨を暫定決定している。その後、2015年6月のIASB会議において、今回のASAF会議のペーパー7A及び7Bが提示され、審議されている。このため、アジェンダ・ペーパー7A及び7Bが背景情報として提示されている。

4. 2015年6月に開催されたIASBの会議においては、プロジェクトの進め方について様々な見解が示されたが、特段の暫定決定はなされていない。IASBは、今後、世界におけるキャップ・アンド・トレードの仕組みに関するより詳細な情報を収集したうえで今後の審議を行い、その後、ディスカッション・ペーパー[1]を公表することを予定している。

[1] 排出物価格設定プロジェクトに関するディスカッション・ペーパーの公表時期については、特段示されていない。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

アジェンダ・ペーパー7A – なぜ新たなアプローチが必要なのか

（これまでの経緯）

5. 本ペーパーでは、キャップ・アンド・トレードの仕組みを前提として検討がされている。これは、このスキームが、2005年に開始されたEUにおける排出量取引制度（EU ETS）をはじめとして、排出物価格設定メカニズムとして最も一般的である等の理由による。IASB スタッフは、キャップ・アンド・トレードの仕組みに関する検討を終えた後、その他の排出物価格設定メカニズムの会計処理についても検討を行っていくことを予定している。

6. IASBにおいては、これまで、EU ETS の仕組みが導入されること等を踏まえ、2002年から IFRS 解釈指針委員会（IFRIC）において検討が行われ、2003 年 5 月公開草案を公表したうえで、2004年12月に解釈指針 IFRIC 第3号「排出権」が公表された。同解釈指針は、次の事項を内容とするものである

   (1) 排出枠は無形資産である。

   (2) 政府から排出枠を無償で与える行為は、政府補助金と同様と考えられる。このため、排出枠は当初認識時点において公正価値により無形資産として認識するとともに、貸方に同額を繰延勘定として計上する。

   (3) その後、企業が排出した二酸化炭素に対応して報告日末において企業がコミットメントを果たす上で必要と考えられる義務を、報告日末において負債として認識する。当該負債は、排出枠の市場価値を参照して、各報告日末に測定される。

   (4) 企業は、政府補助金を規則的に償却し、償却額を純利益に認識する。

   (5) 排出枠は、売却時点又は企業が政府との間で排出枠に関する決済が行われた時点で、認識の中止が行われる。また、排出枠が活発な市場で売買される場合、排出枠について償却は行われない。

7. しかし、IFRIC 第3号については、会計上のミスマッチを生じさせるもので、これによって生じる混乱は財務諸表利用者にとって関連性があって目的適合的な情報を提供するものでないという指摘が多くなされた。IASB は、こうした指摘を踏まえ、2005 年 6 月に同解釈指針を取り消している。その後、実務においては、多様な会計方針が適用されている。

会計上の論点

8. ETS は、特定の汚染物質の排出量を減らすために政府によって用いられるメカニズムである。同メカニズムには、次のような特徴がある。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

(1) 空気等の所謂公共物については無料でアクセスができたが、当該メカニズムは、これに価格付けをしようとするものである点

(2) 場合によっては、水や土地等に排出を行った企業に対して環境への影響を除去するために企業に対してペナルティーが科される点

(3) 多くの政府は、企業への短期的な影響を減少させるため、排出枠を無償で提供している点

(4) 多くの場合、無償の排出枠によって企業は直ちに支払い義務は生じないものの、無償による排出枠は企業へのインセンティブ付けの観点から減らされている点

9. IASB スタッフは、無償で排出枠が提供されるとともに、企業が政府に対して一定の支払義務を負うことによって、ユニークな経済的な実態が創出されており、これは現行の会計基準で解決することは困難と考えている。このため、今後の検討にあたっては、次の事項に考慮しつつ、新たな考えを検討すべきと考えられる。

(1) 権利と義務の性質（資産と負債の性質）の識別

(2) 資産と負債の性質を踏まえ、どのような会計モデルが適切か

資産の性質

10. 排出枠は、次の理由から、一般に、概念フレームワークの公開草案における資産の定義を満たすと考えられる。

(1) 排出枠は、経済的なリソースであること

(2) 排出枠は、企業によって支配されていること

(3) 排出枠は、企業に経済的便益を流入させることが予想されること

11. しかし、経済的便益の獲得に当たって異なる使用法が可能であることから、同質的かつ交換可能であるにもかかわらず、実務においては金融資産とする方法、無形資産とする方法、棚卸資産とする方法など様々な会計処理がみられる。

12. この点、IASB は、IFRIC 第 3 号の開発時に、次のように考えていた。

(1) 排出枠は、現金を受け取る契約上の権利を表すものではない等の理由から、金融資産には該当しない。

(2) 排出枠は、無形資産に該当するが、金融資産により多く見られる性質（負債を

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

決済するために利用される）を有している[2]。

13. また、排出枠を棚卸資産としてIAS第2号「棚卸資産」を適用すべきという議論の根拠は、排出枠が製品の生産プロセスにおいて用いられることや売買可能であることである。この場合、前者のケースでは原価で測定されると考えられるが、後者の場合には、公正価値で測定され変動差額は純損益（FVPL）とすると考えることもあるかもしれない。

負債の性質

14. 排出枠が無償で取得された場合、主に次の理由から、排出枠の価値と同額を直ちに純損益に認識すべき（Day 1 gainの認識）とする見解がある。

(1) 無償取得するには、付与時点においてスキームの参加者であることが条件となるが、付与後の期中においてスキームの対象となる設備等を閉鎖したとしても、排出枠の返還（日割り等）は要求されないこと

(2) 排出枠の無償割当には、スキーム参加期間の事業上のコストの増大を補償(compensation)する意図があること

(3) 企業はコンプライアンス期間において実際に排出された特定の排出量と同量の排出枠を政府に返還することが要求されるが、企業は特定の排出量を継続的に排出することは求められないこと（IAS第37号に従うと、債務発生事象(obligating event)は汚染物質の排出であり、それがない限り、負債は認識されない。）

15. しかし、当該会計処理は一般的に用いられておらず、次のいずれかの方法によって会計処理が行われているという旨が聞かれている。

(1) 排出枠（資産）を認識時の市場価値で当初認識するとともに、同額の負債を繰延収益として認識する。その後、実際の排出に応じて繰延収益を規則的に償却（利益へ振替）するとともに、別の負債（排出枠引渡義務）が輩出に応じて認識され、毎期末の簿価（認識時の市場価値又は再評価時の市場価値）で測定する。

---

[2] 例えば、2012年のイギリスの法廷では、排出枠は法律上「財産」ではあるものの、①欧州法（European legislation）を根拠とするものである点、②電子的にのみ存在する点から、その性質が論点となった。判決においては、排出枠は二酸化炭素を排出する権利を付与するものではなく、むしろ、排出禁止又は罰金の支払いについての免除措置であるとした上で、罰金を回避でき、また、活発な市場が存在することから、経済的価値のあるものという見解を示した。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

(2) 排出枠（資産）をゼロで当初認識するとともに、その後も、実際の排出見込量に対して排出枠が不足しない限り、負債は認識されない。

資産及び負債の測定に関する論点

16. 排出枠が専ら第三者へ販売することを目的として取得される場合には、公正価値で測定し、変動差額を純損益とすること（FVPL）が合理的と考えられる。

17. しかし、多くの者は、将来の自社使用を見込んで排出枠を取得する場合には、「原価」で測定することが適切と考えている。但し、原価について、次の2つの見解がある。

(1) 受入資産（排出枠）の公正価値

(2) 排出枠の取得のために支払われた価額

18. また、コンプライアンス期間における報告日末における企業の義務の測定について次の2つの見解がある。

(1) 排出枠の市場価値をベースとして測定するアプローチ

(2) 負債はその時点までの実際の排出量をカバーするのに必要な排出枠の毎期末の簿価で測定し、実際の排出量が保有排出枠を超えて不足する場合のみ、毎期末の市場価値にて負債を測定するアプローチ

アジェンダ・ペーパー7B – 採り得るアプローチの比較　ー　単純な数値例

19. このペーパーは、通常のキャップ・アンド・トレード型の排出量取引制度を前提とする単純な数値例を提供することにより、考え得る会計処理のアプローチ（アプローチ 1～4）の違いが財政状態計算書、純損益及び包括利益計算書にどのような違いをもたらすのかを示すものである。数値例について詳細な説明は割愛するが、アプローチ 1～4 の概要は、次の通りである。なお、別紙において、各アプローチ及び数値例の概要を示している。

(1) アプローチ1

- IFRIC 第3号で定められていた方法であり、資産である割当排出枠（無償取得分）の当初認識を発行日の市場価値で行うとともに、貸方に同額の繰延収益（政府補助金）を計上する方法である。
- 当該繰延収益は、スキーム参加期間にわたって規則的に償却（繰延収益の取崩し）する。負債（政府への排出枠引渡義務）の認識は実際の排出に合わせて発生ベースで行う。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

- 測定は、保有分か不足分（市場からの購入予定分）かを問わず、実際の排出量をカバーするために必要な排出枠の毎期末の市場価値にて行う。
- 表示は資産、負債のそれぞれ総額にてなされる。

(2) アプローチ2

- アプローチ1の一部（負債の測定方法）に修正を加えたものである。
- 実際の排出量をカバーするために保有する排出枠については負債（政府への排出枠引渡義務）は毎期末の簿価（原価モデル：認識時の市場価値、再評価モデル：再評価時の市場価値）で測定する。
- 他方、不足する排出枠については毎期末の市場価値で測定する方法である。表示は資産、負債のそれぞれ総額にてなされる。

(3) アプローチ3

- 資産である割当排出枠（無償取得分）及び対応する貸方項目の認識をしない方法（ゼロ評価にて認識する方法）である。
- この方法では、保有排出枠がすべてゼロ評価されている場合のみ、結果として、純額表示となる。負債（政府への排出枠引渡義務）の認識は実際の排出に合わせて発生ベースで行う。
- 負債の測定は、実際の排出量をカバーするために必要な保有排出枠の毎期末の簿価（原価又はゼロ）で行う一方、不足分については毎期末の市場価値で行う。負債の測定方法から明らかであるとおり、実際の排出量が割当排出枠を超えない限り、負債は認識されないことが多い。

(4) アプローチ4

- 資産である割当排出枠（無償取得分）の当初認識を発行日の市場価値で行うとともに、貸方に同額の収益（Day 1 gain）を計上する方法である。
- 負債（政府への排出枠引渡義務）の認識は実際の排出に合わせて発生ベースで行うとともに、測定はアプローチ1又はアプローチ2と同様の方法で行う。
- 表示は資産、負債のそれぞれ総額にてなされる。

20. なお、アプローチ1，2及び3は実務においてみられるものであり、アプローチ4は国際公会計基準審議会（IPSASB）の定める国際公会計基準23（IPSAS第23号「非交換取引から生じた収益」）に類似する方法である。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

ASAF での質問事項

21. ASAF メンバーに対する質問事項は、次のとおりである。

(1) 別紙に示すアプローチ1～4のうち、どのアプローチが良いと考えるか。また、その理由は何か。

(2) 財務諸表において報告すべき資産又は負債の性質について、コメントはあるか。

(3) アプローチ1～4以外に、検討すべきアプローチはあるか。

(4) 数値例を通じて識別された会計上の論点について、他にコメントはあるか。また、IASBのアジェンダ・ペーパーについてスタッフが検討すべき具体的なれ状況はあるか。

ASAF 会議における ASBJ の発言案

22. ASAF メンバーに対する質問(1)～(4)については、個別に発言するのではなく、次のような発言とすることが考えられる。

(1) 排出枠の付与に関する会計処理の検討に当たっては、まず、財務業績の報告の観点から最も忠実な表現となるアプローチを検討することが適切と考えている。

(2) 財務業績を適切に報告するためには、資産又は負債について適切な測定基礎を適用することが極めて重要と考えられる。この点において、企業の財務業績を忠実に表現するためには、特定のスキームにおける排出枠の付与並びにその後の企業の活動によって生じる資産又は負債について「事業活動において資産又は負債がどのように使用されているか」に着目して、測定基礎の選択を行うようにすることが適切と考えられる。これは、資産又は負債について、事業活動の態様に応じて異なる測定基礎を適用することによって、資産又は負債から生じる企業に対する正味の将来キャッシュ・インフローの情報がより適切に報告されることになると考えられるためである。

(3) また、排出枠の無償付与が行われる場合でも、概念フレームワークにおいて定義されている資産及び負債が存在することになるとは考えられるものの、当該資産及び負債を別個に認識すべきとは考えていない。これは、企業が与えられている排出枠を超える排出を行うことが予見される場合等の一定の状況が発生するまでは、当該資産及び負債は未履行契約における資産及び負債と考えられ、認識しないことが適切と考えられるためである。こうした取扱いによって、資産及び負債に異なる測定基礎が適用されることから会計上のミスマッチが

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

生じることも回避することが可能と考えている。

以上

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。